

六 清代刑事裁判関連史料

高遠 拓児

総説

本稿では、清代における刑事裁判文書の実例として『秋審招冊』の事案二件を紹介し、これと関連する『大清律例』の律条および『大清会典』の記事をそれぞれ取り上げる。まずこの総説では、清代の刑罰・裁判の概略を述べておきた。

清代の刑罰は、清律の冒頭に規定される笞・杖・徒・流・死の五刑を基本として運用された。五刑は、さらに笞一十・笞二十・笞三十・笞四十・笞五十のように細かく分けられ、いかなる犯罪にどの刑罰が適用されるかは、律例に明記され、官僚が裁判を担当する際に量刑の幅を与えない絶対的法定刑主義が取られていた。なお、清代にはこの五刑以外の刑罰として、罪人に首枷をはめて一定期間衆人に晒す枷号、流刑よりさらに遠方・辺境へ配流する充軍、新疆などへの配流と労役を組み合わせた発遣なども行われた。

清代の裁判では、五刑のうち笞・杖を科す事案は州県自理の案と呼ばれ、地方の場合、州・県の段階で結審のうえ、刑の執行をすることができた。一方、徒以上の刑罰に相当する事案については、州・県のまとめた判決原案は府に上申され、その覆審を経る必要があった。府はその原案を諒とすると、今度はそれを省の刑名を掌る按察司に上申し、按

察司もまた覆審のうえ、省の長官である督撫に上申してその覆審を仰いだ。このように行政機構の上下関係に沿って覆審を重ねてゆく仕組みのことを、滋賀秀三氏は必要的覆審と命名された。そして、督撫の段階で結審できるのは人命事案以外の徒までとされ、人命にかかわる徒と流以上に相当する事案については、督撫はさらに中央に判決案を送らねばならなかった。中央では徒・流については刑部が結審し、絞・斬の死刑については刑部・都察院・大理寺の長官によって構成される三法司という会議体（清末には刑部単独に変更）の覆審を経たのち、皇帝の裁可によってようやく判決が定まるものとされていた。

以上のような手続きを経て罪人に科される刑罰が定まり、その後はそれぞれの執行手続きに進むこととなった。しかし、死刑についてはそのまま執行手続きに移るもの（これを立決という）と、執行をしばらく猶予し、改めて執行および減刑の可否を問う秋審・朝審にかけられるもの（これを監候という。とくに地方監獄の罪囚を対象とするものを秋審、北京の監獄の罪囚を対象とするものを朝審と呼ぶ）に分けられた。このうち秋審では、再び地方段階から覆審が繰り返されることになり、地方では督撫・布政使・按察使等の地方高官を集めた会議で、罪人の処遇を情実（執行妥当、緩決（執行延期）、可矜（減刑妥当）等）に分類した。この地方秋審の原案は、中央の高官を集めた九卿会審という大規模な会議体にかけてられ、その結論は皇帝に届けられた。そして皇帝は、九卿会審で情実とされた罪人を、処刑する者となお執行を猶予する者とに分け、ここで処刑を命ぜられた者のみが死刑の実刑を科されることとなった。情実とされた罪人のうち執行を猶予された者および緩決とされた罪人は、そのまま各地の監獄にて翌年の秋審を待つこととなり、可矜の罪人は減刑の手続きに回された。また複数年にわたって緩決を繰り返した罪人についても減刑の道が開ける場合があった。いずれにせよ、このような制度の帰結として、清代の監獄には、多数の監候死刑囚が長期監禁されることになり、この長期監禁そのものが刑罰的機能を果たすこととなった。

以上のような清代の刑事裁判については、各種各様の具体的案例が残されている。膨大な檔案類のなかには裁判文

書も含まれており、また『刑案匯覽』や『駁案新編』をはじめとする刑事裁判の案例（刑案）を専門にまとめた編纂物もある。これら以外に、実録のような編纂史料にも、しばしば裁判関連の記録が含まれており、清代の史料に広く目を通していけば、随所で刑罰や裁判に関わる記事に出会うことになる。以下、本稿では、このような清代の刑事裁判に関する記録の具体例として、『秋審招冊』という史料に含まれる案例を二件紹介する（史料Ⅰ【史料Ⅱ】）。この史料は表題のとおり、秋審の過程で生み出されたものであるが、個々の罪人に監候の判決が下されるまでの経緯もまとめられており、清朝の日常的な重案審理のプロセスを把握するのに都合な素材となっている。また、これらの案例では、『大清律例』が適用されて罪人に対する刑罰が定められており、律例に依拠した裁判の様子も明瞭にうかがうことができる。そこで本稿では、【史料Ⅰ】【史料Ⅱ】に続けて、それぞれの事案で適用された『大清律例』の律条を取り上げる（史料Ⅲ【史料Ⅳ】）。そして最後に監獄について述べた『大清會典』の記事を紹介する（史料Ⅴ）。

一 『秋審招冊』

【解題】

ここで取り上げる『秋審招冊』と呼ばれる史料は、総説にて述べた秋審の手続きのうち、九卿会審の参加官僚に配布された書類である。この『秋審招冊』には、秋審の対象となった事案に監候判決が下るまでの経緯と、その後の地方秋審の結論が要領よくまとめられており、清朝の日常的な重案審理の様子を伝えてくれる好個の史料となっている。現在、日本国内では京都大学人文科学研究所・中央大学図書館・東京大学東洋文化研究所大木文庫・東洋文庫がその実物を収蔵している。また、楊一凡編『清代秋審文獻』（北京、中国民主法制出版社、二〇一五年）にも『秋審招冊』が含まれており、その書名や内容から大木文庫の招冊と同一の本を影印収録したものと思われる。なお、『秋審招冊』のよ

り詳細な解説や書影については、「高遠二〇〇四」を参照されたい。

以下では、中央大学図書館蔵『秋審招冊』から、光緒二〇年（一八九四）と、光緒二九年（一九〇三）の秋審事案を紹介する。

【史料Ⅰ】

『秋審招冊』江西司第七冊「李潰洲致傷小功服兄李潰深身死一案」

① 原文（文中の□は史料の印刷不鮮明により判読不能）

江西司

一起。斬犯壹名李潰洲、年貳拾伍歲、係江西廣信府上饒縣人。據江西巡撫德馨審得、李潰洲致傷小功服兄李潰深身死一案、將李潰洲依律擬斬立決。等因。光緒拾捌年閏陸月拾玖日題、玖月貳拾貳日奉

旨、三法司核擬具奏。欽此。該臣等會同都察院・大理寺會看得。李潰洲與小功服兄李潰深素睦無嫌。李潰深借欠李潰洲錢柒百文、屢索無償。光緒拾陸年閏貳月拾柒日。李潰洲持鐵斧、在門首劈柴、撞見李潰深走至、向索前欠。李潰深斥罵不應攔路索債、李潰洲分辯、致相爭鬧。李潰深趕毆、李潰洲携斧逃走。李潰深趕向奪取、李潰洲執住斧柄求饒、不期李潰深奪斧勢猛、斧口向上、致碰傷李潰深右耳連耳根。倒地、逾時殞命。報驗、獲犯。審供不諱。查李潰洲致傷小功兄李潰深身死、核其情節、傷由誤碰、死出不虞。尙非有心干犯。惟係小功兄服制攸關、仍應按律問擬。李潰洲合依卑幼毆本宗小功兄死者斬律、擬斬立決。查李潰洲於光緒拾捌年肆月初貳日患病、至伍月初貳日病痊。計扣病限壹個月、所有承審遲延職名交與吏部、照例議處。合併聲明。等因。光緒拾玖年肆月拾貳日題、拾肆日奉

旨。李潰洲改爲應斬、著監候秋後處決、餘依議。欽此。咨行江西巡撫將李潰洲監候、在案。恭逢光緒貳拾年捌月拾

陸日

恩詔、經刑部奏明不准接免。

光緒貳拾年秋審。據江西巡撫德馨會看得。李潰洲與小功堂兄李潰濼無嫌。李潰濼向該犯借用錢文、約期歸還、屆期屢索無償。嗣該犯手拏鐵斧、在門前劈柴、適李潰濼路過、該犯見向李索前欠。李潰濼斥罵不應攔路□債。該犯分辯爭鬧。李潰濼生氣趕毆傷、該犯携斧逃走、李潰濼趕上奪取該犯手內鐵斧、該犯執住斧柄求饒、李潰濼奪斧勢猛、不期斧口向上、碰傷李潰濼右耳連耳根。倒地、移時殞命。傷由死者奪斧碰傷、死出不虞。尚非無故逞兇干犯。惟死係小功堂兄服制攸關。李潰洲應情實。等因。具題、奉旨。三法司知道。

② 訓読

江西司一起。斬犯壹名李潰洲、年貳拾伍歲、江西廣信府上饒縣人に係る。江西巡撫德馨の審べ得たる「李潰洲が小功服兄李潰濼を致傷し身死せしめし一案」に據り、李潰洲を律に依り斬立決に擬す。等の因。光緒拾捌年閏陸月拾玖日題し、玖月貳拾貳日奉旨す。「三法司核擬具奏せよ」と。此れを欽めり。該臣等、都察院・大理寺と會同し會看して得たり。李潰洲は小功服兄李潰濼と素より睦まじく嫌無し。李潰濼は李潰洲の錢柴百文を借欠し、屢々索むるも償ふ無し。光緒拾陸年閏貳月拾柒日。李潰洲は鐵斧を持ち、門首に在つて柴を劈るに、李潰濼の走至するを撞見し、向かひて前欠を索む。李潰濼は路を攔りて索債すべからずと斥罵し、李潰洲は分辯し、相ひに争鬧を致す。李潰濼は趕毆し、李潰洲は斧を携へて逃走せんとす。李潰濼は趕向して奪取せんとし、李潰洲は斧の柄を執住して饒しを求めるも、期せずして李潰濼の斧を奪はんとする勢い猛だだけしく、斧口上を向き、李潰濼の右耳より耳根に連なるを碰傷するを致す。地に倒れ、時逾へ殞命す。報せて驗し、獲犯す。審供は諱されず。査するに、李潰洲、小功兄李潰濼を致傷し身死せしむるも、其の情節を核ぶるに、傷は誤碰に由り、死は不虞より出づ。尚ほ有心に干犯するに非ず。惟だ小功兄

の服制關はる攸しころに係り、仍ほ應に律に按じて問擬すべし。李潰洲は合まに「卑幼の本宗小功兄を毆して死ころす者は斬の律」に依り、斬立決に擬すべし。査するに李潰洲は光緒拾捌年肆月初貳日に病を患い、伍月初貳日に至り病瘥いゆ。病限壹個月を計扣し、所有承審遲延せし職名は吏部に交與し、例に照らして議處す。合併して聲明す。等の因。光緒拾玖年肆月拾貳日題し、拾肆日旨を奉ず。「李潰洲は改めて應に斬とし監して秋後を候ち處決せしむべしと爲す。餘は議に依れ」と。此れを欽めり。江西巡撫に咨行し李潰洲を監候とし、案に在り。恭みて光緒貳拾年捌月拾陸日の恩詔に逢ふも、刑部の奏明を経て援免を准されず。光緒貳拾年秋審。江西巡撫德馨の會看して得たるに據る。李潰洲は小功堂兄李潰濼と嫌無し。李潰濼は該犯に向かひて錢文を借用し、期を約して歸還せんとす。期に届き屢々索むるも償ふ無し。嗣つに該犯、手に鐵斧を拏り、門前に在つて柴まを劈わるに、適々李潰濼路過し、該犯は見て李潰濼に向かひて前欠を索む。李潰濼は路を攔り□償すべからずと斥罵し、該犯は分辯し、爭鬪す。李潰濼は生氣し趕毆して傷つけ、該犯は斧を携え逃走せんとす。李潰濼は趕上して該犯の手の内の鐵斧を奪取せんとし、該犯は斧の柄を執住して饒ゆるしを求めると、李潰濼の斧を奪はんとする勢い猛だしく、期せずして斧口上を向き、李潰濼の右耳より耳根に連なるを碰傷す。地に倒れ、時を移して殞命す。傷は死者の斧を奪はんとするに由る碰傷にして、死は不慮より出づ。尙ほ故無く兇を逞たくましうして干犯するに非ず。惟だ死は小功堂兄の服制の關はる攸しころに係る。李潰洲は應に情實たるべし。等の因。具題し、旨を奉ず。「三法司知道せよ」と。

③ 語釈

〈擬〉律例に依拠して罪を定めること。〈小功服兄〉・〈小功兄〉・〈小功堂兄〉いずれも自分より年長のまたいとこを指す。小功は喪服制度上の用語で、五か月の喪に服す關係を言う。〈審供不諱〉審べて得た供述に隠しことはない。包み隠さず白状させたことを示す常套句。〈服制〉喪服制度。〈卑幼毆本宗小功兄死者斬律〉『大清律例』刑律・鬪毆「毆大功以下尊長」の規定を指す〔史料Ⅲ〕参照。〈監候秋後處決〉監候判決で用いられる常套句。監禁して立秋後

を待つて処刑するの意。〈恩詔〉恩赦の一種。

④ 和 訳

江西司の一件。斬犯一名李潰洲、年は二五歳、江西広信府上饒県の人である。

江西巡撫徳馨の審理した「李潰洲が小功服兄李潰濼を傷つけ死亡させた一案」に拠ると、李潰洲を律に依拠して斬立決とするとのことであつた。光緒一八年（一八九二）閏六月一九日に具題し、九月二二日に「三法司は〔江西巡撫の〕原擬を覆審して具奏せよ」との旨を承けた。

〔刑部の〕臣等が、都察院・大理寺と集まって審議した結論は以下の通りでございます。李潰洲は小功服兄李潰濼と平素より仲が良く憎み合うことはありませんでした。李潰濼は李潰洲の錢七〇〇文を借り、しばしば催促されたが返済しませんでした。光緒一六年（一八九〇）閏二月一七日、李潰洲が鉄斧を持ち、門前で薪を割っていたところ、李潰濼が歩いてくるのを見かけて、「李潰濼に」対して前の借金の返済を求めました。李潰濼は道をさえぎって借金の催促をするなど叱り罵り、李潰洲は弁解し、相互に諍いとなりました。李潰濼が殴りかかっていたので、李潰洲は斧を携えて逃走しようとした。李潰濼は追いかけて「斧を」奪い取ろうとし、李潰洲は斧の柄を掴んで許しを求めましたが、期せずして李潰濼の斧を奪おうとする勢いが強く、斧の刃先が上を向いて、李潰濼の右耳から耳の付け根にかけてぶつかって傷つけました。「李潰濼は」地に倒れ、しばらくして死亡したのです。「官に」報告が届くと驗屍を実施し、犯人を逮捕いたしました。取り調べて得た供述に隠しごとはございません。調べたところ、李潰洲は小功兄李潰濼を傷つけて死亡させましたが、その事情を考察するに、傷は誤ってぶつかったものであり、死は思いがけず生じた事柄です。なお故意に罪を犯したわけではございません。ただ小功兄の服制に関わっており、なおまさに律に照らして罪を定めるべきでございます。李潰洲はまさに「卑幼の本宗小功兄を殴して殺害した者は斬とする律」に依拠して、斬立決とすべきです。調べたところ、李潰洲は光緒一八年（一八九二）四月二日に病氣にかかり、五月二

日に回復しております。病気にかかっていた一か月を差し引いて、審理を担当して期限内に遅れたすべての官職・姓名は吏部に通知して、例に照らして処分させます。併せて申し上げます。「三法司は」光緒十九年（一八九三）四月二日に具題し、一四日に「李潰洲はまさに斬とし監禁して立秋後をまつて処分すべしと改める。その他の事柄は覆議の通りにせよ」との旨を承けた。江西巡撫に咨文を送って李潰洲を監候とさせ、記録に残した。

光緒二〇年（一八九四）八月一六日に恩詔を承けたが、刑部の上奏によって、「恩詔を」援引しての刑の減免の対象とはならなかった。

光緒二〇年（一八九四）の秋審。江西巡撫德馨が会審した結論に拠ると以下の通りでございます。李潰洲は小功堂兄李潰濂と憎み合うことはありませんでした。李潰濂は該犯（李潰洲）に銭文を借り、期日を決めて返済することにしておりました。期日になり「李潰洲は」しばしば催促したが返済されませんでした。のちに該犯が手に鉄斧を持って、門前で薪を割っていたところ、たまたま李潰濂が道を通りかかり、該犯はこれを見て李「潰濂」に先の借金の返済を求めました。李潰濂は道をさえぎって□償すべきではないと叱り罵り、該犯は弁解し、諍いとなりました。李潰濂は怒って殴りかかって傷つけたので、該犯は斧を携えて逃走しようとなりました。李潰濂は追いかけて該犯が手にしていた鉄斧を奪い取ろうとし、該犯は斧の柄を掴んで許しを求めましたが、李潰濂の斧を奪おうとする勢いが強く、期せずして斧の刃先が上を向いて、李潰濂の右耳から耳の付け根にかけてぶつかって傷つけてしまいました。「李潰濂は」地に倒れ、間もなく死亡いたしました。傷は死者（李潰濂）が斧を奪おうとしたためにぶつかってできた傷であり、死は思いがけず生じた事柄でございます。なお故なく凶行を働いて罪を犯したわけではございません。ただ死者は小功堂兄の服制に関わる者です。李潰洲はまさに情実とすべきでございます。「江西巡撫が」具題し、「三法司に通知せよ」との旨を承けた。

【解説】

本件で取り扱われるのは、江西省上饒県の李潰洲が、借金をめぐる誹いの末に再従兄（年上のまたいとこ）の李潰濂を死なせたという事件である。文書の前半には江西巡撫と三法司が本件について取りまとめた題本の要点が記されるが、ここでは『大清律例』の毆大功以下尊長律の規定に従って斬立決という蔽刑を科す判決案がまとめられている。立決は、判決が定まれば、ただちに刑の執行に移されるものであるが、李潰洲にはその実刑が科されることはなかった。李潰洲は本件の加害者とされたが、彼には被害者を傷つける意図はなく、被害者の死は思いがけず生じたという事情が酌まれたためである。すなわち、かかる事情を酌んだ皇帝は李潰洲に対する斬立決を斬監候に改め、即時執行を免れさせることにしたのである（このプロセスについては『大清律例』刑律・鬪毆「毆大功以下尊長」に関連規定がある）。

皇帝による情状酌量によって刑の執行を緩和された李潰洲は、その後、監候死刑囚を対象とした秋審にかけられることとなった。本史料の後半には、江西巡撫の秋審意見がまとめられるが、ここで巡撫は李潰洲について執行妥当の情実という判断を下している。巡撫は本件の酌量事由を考慮しつつも、加害者・被害者の親族関係を重視したのである。

この文書の記録は、江西巡撫の秋審題本を受けた皇帝が、三法司に覆議を命じたところで終わっており、その後の審理の経過をうかがうことはできない。しかし、本件の加害者李潰洲のその後は、次の【史料Ⅱ】によって追跡することが可能である。この史料で李潰洲は、今度は謀殺事件の被害者として登場することになるのである。

【史料Ⅱ】

『秋審招冊』江西司第六冊「鄭耀淙謀殺李潰洲身死一案」

① 原文

江西司

一起。斬犯壹名鄭耀淙、年肆拾壹歲、係江西廣信府上饒縣人。據調任江西巡撫李興銳審奏、鄭耀淙謀殺李潰洲身死一案、將鄭耀淙依律擬斬。等因。光緒貳拾捌年伍月拾柒日奉

硃批、刑部議。欽此。該臣等議得。鄭耀淙與李潰洲素不認識。鄭耀淙素性兇悍、屢向村鄰吳朝選等、尋毆生事、嚇詐得財。經縣訪拏訊供、收禁外監。李潰洲係致傷小功服兄李潰淙身死、審依卑幼毆本宗小功兄死者斬律、擬斬立決、改爲監候、秋審情實貳次改緩之犯。與另案鬪殺擬絞之鄭荃預、誤殺擬絞減流之徐紹棠、均分禁內監。鄭耀淙不服管束、當將鎖拷扭去柵欄扳斷。經禁卒童潰、刑書汪志中稟縣、收入內監。與李潰洲、鄭荃預同禁、時相口角爭鬧。又欲扳毀柵門、童潰瞥見、用麻繩將門捆綁。光緒貳拾陸年伍月間、該縣典史進監收封、李潰洲以鄭耀淙恃強肆凌稟、經咨責提禁、與徐紹棠同監。鄭耀淙心懷忿恨、起意將李潰洲致死洩忿、潛向徐紹棠商令相幫、徐紹棠不允。鄭耀淙用言嚇逼、徐紹棠畏累允從。鄭耀淙約俟李潰洲酒醉下手、乘間將控門麻繩竊藏身內。陸月初拾日、李潰洲令童潰買酒飲醉。參更時、鄭耀淙探知、同徐紹棠各自扭斷鎖鑰、掇開柵門、見見李潰洲睡熟、鄭耀淙騎馱李潰洲身上、用麻繩繞紮咽喉項頸、兩手分執繩頭、用力拉勒。李潰洲登時氣閉殞命。徐紹棠在場並未動手。鄭荃預聽聞查問、鄭耀淙告知前情、央勿聲張。童潰等驚起、查看詢悉情由。時該縣公出、報經該典史稟縣、馳回委驗訊詳。將管獄有獄各官、分別奏參。革審提犯、審供不諱。查鄭耀淙屢次行兇訛詐、應照棍徒例擬軍、尙未論決、復在監挾嫌起意謀殺李潰洲身死。與死罪人犯在監致斃人命不同。應從重仍按謀殺問擬。除原犯誤殺擬絞減流之徐紹棠依從而不加功律擬流加徒役、原犯鬪殺擬絞之鄭荃預擬杖、童潰比依獄卒以金刃與囚致囚在獄殺人律減等擬流、年逾柒拾照律收贖、汪志中病故、管獄官交部議處外、鄭耀淙合依謀殺人者斬律擬斬監候秋後處決。等因。光緒貳拾捌年陸月拾壹日奉、奉旨依議。欽此。咨行江西巡撫、將鄭耀淙監候、在案。

光緒貳拾玖年秋審。據護理江西巡撫柯逢時會審得。鄭耀淙與李潰洲向不認識。該犯素性强悍、屢次生事、行兇訛詐得贓。經府縣訪獲訊供收禁、尙未審解。李潰洲因致傷小功服兄李潰濬身死、擬斬立決、改爲監候、秋審由實改緩。鄭荃預因致傷無服族叔鄭年松身死、擬絞監候。徐紹棠因鬪毆誤傷傍人繆懷得身死、擬絞、秋審緩決減流、尙未起解。該犯與李潰洲等同禁縣監。該犯恃強欺凌。經李潰洲稟告、典史報縣、將該犯提案答責、換加鎖鑊、收禁與徐紹棠同監。該犯懷恨、起意將李潰洲致死洩忿。與徐紹棠商令相幫、徐紹棠不允。該犯嚇稱如不允從事發定即扳害。徐紹棠畏累允從。嗣該犯竊取細門麻繩。與徐紹棠各自扭斷鎖鑊、撥門李潰洲柵門。見李潰洲睡熟、該犯騎馱身上、用麻繩繞紮李潰洲咽喉項頸、兩手分執繩頭、用力拉勒、登時氣閉身死。監犯挾恨謀斃同監犯人。鄭耀淙應情實。等因。具奏、奉

硃批、刑部議奏。

② 訓誥

江西司一起。斬犯壹名鄭耀淙、年肆拾壹歲、江西廣信府上饒縣の人に係る。調任江西巡撫李興銳の審奏する「鄭耀淙が李潰洲を謀殺し身死せしめし一案」に據るに、鄭耀淙を律に依り斬に擬す。等の因。光緒貳拾捌年伍月拾柒日、硃批を奉ず。「刑部議せ」と。此れを欽めり。該臣等議得すらく。鄭耀淙は李潰洲と素より認識せず。鄭耀淙は素性兇悍にして、屢々村鄰の吳朝選等に向かひ、尋毆して事を生じ、嚇詐して財を得。縣の訪拏・訊供を経て、外監に收禁せらる。李潰洲は小功服兄李潰濬を致傷して身死せしめ、審しらべて「卑幼の本宗小功兄を毆して死す者は斬の律」に依つて斬立決に擬せられ、改めて監候と爲り、秋審は情實貳次、緩に改むの犯に係る。另案の鬪殺擬絞の鄭荃預、誤殺擬絞減流の徐紹棠と、均しく内監に分禁せらる。鄭耀淙は管束に服さず、當に鎖拷を扭去し柵欄を扳斷せんとす。禁卒童潰、刑書汪志中の縣に稟するを經、内監に收入せらる。李潰洲、鄭荃預と同禁なるも、時に相あひひに口角争鬪す。又柵門を扳毀せんと欲するも、童潰瞥見し、麻繩を用ゐて門を梱綁す。光緒貳拾陸年伍月間、該縣典史、監に進み收封

するに、李潰洲、鄭耀涼の強を恃みて肆まに凌げるを以て稟し、咎責を經、提禁して徐紹棠と同監たり。鄭耀涼は心に忿恨を懷き、李潰洲を死に致らしめて忿を洩らさんと起意す、潛に徐紹棠に向かひ商りて相幫せしめんとするも、徐紹棠は允はず、鄭耀涼は言を用ゐて嚇逼す。徐紹棠は累を畏れ允從す。鄭耀涼は李潰洲の酒醉を俟ちて手を下さんと約し、間に乘じて門を控りし麻繩を竊かに身内に藏す。陸月初拾日、李潰洲、童潰をして酒を買はしめて飲醉す。麥更時、鄭耀涼探知し、徐紹棠とともに各自、鎖铐を扭斷し、柵門を撥開し、李潰洲の睡熟するを見見す。鄭耀涼は李潰洲の身上に騎厭し、麻繩を用ゐて咽喉・項頸を繞繫し、兩手は繩の頭を分執し、力を用ゐて拉勒す。李潰洲は登時に氣閉じ殞命す。徐紹棠は場に在つて並びに未だ動手せず。鄭荃預、聽聞して查問するに、鄭耀涼は前情を告知し、聲張する勿れと央む。童潰等驚起し、查看して情由を詢悉す。時に該縣公出し、報せは該典史を經て縣に稟せらる。馳回して、驗を委ね、訊詳す。管獄・有獄各官を、分別して奏參す。革審して提犯し、審供は諱されず。查するに鄭耀涼は屢次兇を行ひ訛詐し、應に「棍徒例」に照らして軍に擬せらるべきも、尙ほ未だ論決せず、復た監に在つて嫌を挾み李潰洲を謀殺するを起意して身死せしむ。「死罪人犯、監に在つて人命を致斃す」とは同じからず。應に重きに從ひ、仍ほ「謀殺」に按じて問擬すべし。原犯誤殺擬絞減流の徐紹棠は「從ひて加功せざるの律」に依つて流に擬して徒役を加へ、原犯鬪殺擬絞の鄭荃預は杖に擬し、童潰は「獄卒、金刃を以て囚に與へ囚の在獄殺人を致すの律」に比依し減等して流に擬すも、年柒拾を逾多、律に照らして收贖せしむ。汪志中は病故し、管獄官は部に交して議處するを除くの外、鄭耀涼は合に「謀りて人を殺す者は斬の律」に依つて斬に擬し、監して秋後を候ち處決すべし。等の因。光緒貳拾捌年陸月拾壹日奏す。旨を奉ず。「議に依れ」と。此れを欽めり。江西巡撫に咨行し、鄭耀涼を監候として、案に在り。光緒貳拾玖年秋審。護理江西巡撫柯逢時の會審して得たるに據る。鄭耀涼は李潰洲と向に認識せず。該犯は素性强悍にして、屢次事を生じ、行兇訛詐して賊を得。府・縣の訪獲を經て訊供して收禁するも、尙ほ未だ審解せず。李潰洲は小功服兄李潰濛を致傷して身死せしむるに因つて斬立決に擬し、改めて監候と爲し、秋審は實由り緩に

改む。鄭荃預は無服族叔鄭年松を致傷して身死せしむるに因って絞監候に擬す。徐紹棠は鬪毆して傍人繆懷得を誤傷して身死せしむるに因って絞に擬し、秋審は緩決にて流に減ずるも、尙ほ未だ起解せず。該犯は李潰洲等と縣監に同禁せらる。該犯は強を恃みて欺凌し、李潰洲の稟告、典史の縣に報ずるを経て、該犯を提案して咎責し、換へて鎖鑰を加へ、徐紹棠と同監に收禁す。該犯は恨みを懷き、李潰洲を死に致らしめて忿を洩らさんと起意す。徐紹棠に商りて相幫せしめんとするも、徐紹棠、允はず。該犯、嚇して如し允從せず、事發かるれば、定即被害すと稱す。徐紹棠、累を畏れて允從す。嗣に該犯は門を細る麻繩を竊取す。徐紹棠と各自、鎖鑰を扭斷し、李潰洲の柵門を撥門（開の誤である）す。李潰洲の睡熟するを見て、該犯は身上に騎厭し、麻繩を用ゐて李潰洲の咽喉・項頸に繞繫し、兩手もて繩の頭を分執し、力を用ゐて拉勒し、登時に氣閉じ身死す。監犯、恨みを挟み同監犯人を謀斃す。鄭耀淙は應に情實たるべし。等の因。具奏し、硃批を奉ず「刑部議奏せよ」と。

③ 語釈

〔外監〕・〔内監〕清代の州県等の監獄は外監と内監に分けられ、外監には輕罪人、内監には重罪人が監禁される定めとなっていた。監獄については【史料Ⅴ】も参照。〔鬪殺〕鬪毆殺人。相互に争つた結果の傷害で相手を死に至らしめたもの。〔誤殺〕甲に危害を加えるつもりが、誤つて乙に傷を負わせ、死に至らしめる類を誤殺という。〔鎖鑰〕・〔鎖鑰〕鎖の手枷。〔禁卒〕監獄を管理する衙役。〔刑書〕裁判関係の事務に携わる胥吏。〔典史〕縣の首領官。監獄の管理などを職掌とした。〔收封〕罪人を收監するの意か。〔管獄〕有獄各官。管獄官は監獄の管理に直接責任を負う者。県の場合は典史。有獄官は監獄の管理に監督責任を負う者。県の場合は知県。〔革審〕改めて審理すること。上饒知県が有獄官として事件の責任を問われる立場となつたので、他の官僚（近隣の他の知県など）に初審の担当を代えて審理させたことを指しているのであろう。〔棍徒例〕『大清律例』刑律・賊盜下「恐嚇取財」に該当する規定がある。この条例については、「山本二〇一四」を参照。〔死罪人犯在監致斃人命〕『大清律例』刑律・人命「鬪毆及故殺人」

に該当する規定がある。〈謀殺〉・〈從而不加功律〉『大清律例』刑律・人命「謀殺人」の規定を指す（史料Ⅳ）参照。
〈獄卒以金刃與囚致囚在獄殺人律〉『大清律例』刑律・斷獄上「與囚金刃解脫」の規定を指す。〈照律收贖〉『大清律例』名例律下「老小廢疾收贖」の規定が適用されたことを指す。〈柵門〉監房の門か。

④ 和訳

江西司の一件。斬犯一名鄭耀淙、年は四一歳、江西広信府上饒県の人である。

調任江西巡撫李興銳が審理のうえ上奏した「鄭耀淙が李潰洲を謀殺し死亡させた一案」に拠ると、鄭耀淙を律に依拠して斬とすることであった。光緒二八年（一九〇二）五月一七日、「刑部が議せ」との硃批を承けた。

「刑部の」該臣等が審議した結論は以下の通りでございます。鄭耀淙は李潰洲ともとも知り合ひではありませんでした。鄭耀淙は元來性格が凶暴で、しばしば村の隣人の呉朝選等に、言いがかりをつけて殴つてもめ事を起こし、嚇し詐つて財を得ておりました。県が搜索・逮捕し、訊問のうえ供述を取つてから、外監に収禁いたしました。李潰洲は小功服兄李潰濼を傷つけて死亡させ、審理のうえ「卑幼毆本宗小功兄死者斬律」に依拠して斬立決とされましたが、監候に改められ、秋番では情実二回のもの、緩決に改められた罪人でございます。別の事案の闘毆殺人で絞とされた鄭荃預、誤殺で絞とされたのち流刑に減刑された徐紹棠と、均しく内監に分かれて収監されておりました。鄭耀淙は拘束に服従せず、鎖の手枷を捻じり取つて柵を引き倒そうといたしました。禁卒童潰と刑書汪志中が知県に稟文で報告して、内監に収監されました。李潰洲や鄭荃預と同じ「監房に」収監しましたが、時に互いに口論して争ひ騒いでおりました。また柵状の門を引き壊そうとしましたが、童潰が見つつけて、麻縄で門を縛りました。光緒二六年（一九〇〇）五月の間に、県の典史が監獄に入って罪人を収監したところ、鄭耀淙が強きを持ってほしのままに虐げていると、李潰洲が稟文で訴えましたので、「鄭耀淙は」笞に処され、引つ立てられて徐紹棠と同じ監房に収禁されました。鄭耀淙は忿恨の念を抱き、李潰洲を殺して鬱憤を晴らそうと思ひ立ち、ひそかに徐紹棠に手助けするようもちかけま

したが、徐紹棠は承諾しませんでした。鄭耀淙は言葉で嚇し迫り、徐紹棠は面倒に巻き込まれるのを畏れて従うことにしました。鄭耀淙は、李潰洲が酒に酔うのを待って実行することに決め、隙を見て門を縛っていた麻縄をひそかに身体に隠し持ちました。六月一日、李潰洲は童潰に酒を買わせて酔っぱらいました。三更（二三時から一時）の時に、鄭耀淙が「李潰洲の状況を」探り当て、徐紹棠とともに各々、鎖の手枷を捻じ切り、柵状の門をこじ開け、李潰洲の熟睡している様を見ました。鄭耀淙は李潰洲の体の上にまたがって押さえつけ、麻縄を咽喉と首に巻き付け、両手は縄の端を握って、力を込めて引き絞りました。李潰洲はたちどころに窒息して死亡いたしました。徐紹棠はその場いたが全く手を貸しておりません。鄭荃預が「物音を」聞いて問いかけたところ、鄭耀淙は事情を告げ、声を上げないよう頼みました。童潰等は驚き起き、調べて事情を詳しく問いました。時に知県は公務で外出しており、報告は典史を通じて知県に稟文で届けられました。「知県は」急いで帰り、驗屍をさせ、訊問のうえ詳文で報告いたしました。管獄・有獄各官は、別々に上奏して処分することといたします。改めて審理を行うこととして犯人の身柄を移送して、取り調べて得た供述に隠しごとはございません。調べたところ、鄭耀淙はたびたび凶行を働いて強請りをしており、まさに「棍徒例」に照らして充軍とすべきでしたが、なおいまだに結審しておらず、ふたたび監獄で恨みを抱いて李潰洲を謀殺しようと思ひ立ち死亡させたのでございます。「死罪人犯が監獄で人を死に致らしめたもの」とは異なりません。まさに重きに從つて、なお「謀殺律」に照らして罪を定めるべきです。原犯は誤殺で絞とされ流刑に減刑された徐紹棠は「謀殺の首犯に」随従したが犯行には荷担しなかつた律」に依拠して流刑として徒役を加えます。原犯は鬪殺で絞とされた鄭荃預は杖刑とします。童潰は「獄卒が金刃を囚人に与え囚人の在獄殺人を致した律」に比附し、減等して流刑としましたが、七〇歳を超えているので律に照らして収贖させることといたします。汪志中は病死いたしました。管獄官は吏部に伝えて処分させます。「以上の各人の処置を」除き、鄭耀淙はまさに「謀つて人を殺す者は斬とする律」に依拠して斬とし、監禁して立秋後をまつて処分すべきでございます。「刑部は」光緒二八年（一

九〇二）六月一日に上奏し、「議の通りにせよ」との旨を承けた。江西巡撫に咨文を送り、鄭耀淙を監候とさせ、記録に残した。

光緒二十九年（一九〇三）の秋審。江西巡撫柯逢時が會審した結論に拠ると以下の通りでございませぬ。鄭耀淙は李潰洲と面識はありませんでした。該犯（鄭耀淙）はもともと性格が強暴であり、たびたびめ事を起こし、凶行を働いて言いがかりをつけては不正な財物を得ておりました。府と県が捜索して逮捕し、訊問して供述を取ってから収監いたしました。が、なおまだ「省に」身柄を送つての審理は行われておりませんでした。李潰洲は小功服兄李潰濬を傷つけて死亡させたことよつて斬立決とされましたが、監候に改められ、秋審では情実から緩決に改められておりました。鄭茎預は無服族叔鄭年松を傷つけて死亡させたことよつて絞監候とされておりました。徐紹棠は鬪毆によつて側にいた繆懷得を誤つて傷つけて死亡させたため絞「監候」とされ、秋審で緩決となつた後に流刑に減刑されましたが、なおまだ「配流地に」送られてはおりませんでした。該犯は李潰洲等と県の監獄に一緒に収監されておりました。該犯は力を恃んで「李潰洲等を」侮り凌げておりましたが、李潰洲が稟文によつて訴え、典史が知県に報告したので、該犯を引つ立てて笞に処し、「拘束具を」交換して鎖の手枷を施し、徐紹棠と同じ監房に収監いたしました。該犯は恨みを抱き、李潰洲を殺して鬱憤を晴らそうと思ひ立ち、徐紹棠に手助けを持ちかけましたが、徐紹棠は承諾しませんでした。該犯はもし従わずに事が発覚した際には、必ず巻き添えにすると嚇しつけました。徐紹棠は面倒に巻き込まれるのを畏れて従うことにいたしました。のちに該犯は門を縛つていた麻縄を盗み取りました。徐紹棠と各々、鎖の手枷を捻じ切り、李潰洲の監房の門をこじ開けました。李潰洲が熟睡しているのを見て、該犯はその身体の上にまたがつて押さえつけ、麻縄で李潰洲の咽喉と首に巻き付け、両手で縄の端を握つて、力を込めて引き絞つ、「李潰洲は」たちどころに窒息して死亡いたしました。監禁されている罪囚が恨みを抱いて同じ監獄の犯人を謀殺したのでございませぬ。鄭耀淙はまさに情実とすべきです。「江西巡撫は」具奏し、「刑部は審議して上奏せよ」との硃批を承けた。

【解説】

本件は、江西省上饒県の監獄内で起きた謀殺事件を扱った記録である。加害者鄭耀涼は平素より近隣住民に害をなしていたごろつきであり、県の監獄に収監された後も粗暴な行動を続けていた。彼には『大清律例』恐嚇取財律の条例であるいわゆる棍徒例が適用され、充軍に処される見込みであったが、こちらが結審する前に、彼は獄内でこの事件を引き起こしたのである。

本件の被害者となったのは【史料Ⅰ】で斬監候の判決を受け、上饒県の監獄に収監されていた李潰洲であった。ここでの記録によると、「李潰洲は（中略）秋審では情実二回のものち、緩決に改められた犯罪者でございます」とあり、彼は二度の秋審で執行妥当（情実）として皇帝に報告されたが、皇帝はいずれも執行命令は下さなかつた。三回目の秋審からは執行延期を意味する緩決とされ、この事件によって命を落とす光緒二十六年（一九〇〇）まで、執行延期を繰り返していたことになる。比較的長期間にわたって監禁されていたこともあって典史や禁卒などと良好な関係を築いていたのか、典史に鄭耀涼の横暴を訴えたり、禁卒に酒を買いに行かせるなどしていた。そして、李潰洲の告発によって処罰された鄭耀涼は、その恨みから李潰洲の殺害を思い立ち、同監の徐紹棠を無理やり従わせて、犯行を遂行した。光緒十六年（一八九〇）以来、執行延期を繰り返しながら生き延びていた李潰洲は、獄中の人となってから一〇年を経て横死したことになる。なお、鄭耀涼と徐紹棠に適用された『大清律例』の謀殺人律は【史料Ⅳ】にて取り上げる。

【書式】

以上で紹介した【史料Ⅰ】【史料Ⅱ】は、左記の①～④によって構成されている。

① 事案の基礎情報（刑部の担当部署、犯罪者の名、年齢、原籍など）

② 江西巡撫の判決案（内容は大幅に省略され、事案の表題と結論のみが摘録される）、これを受けた皇帝の旨・硃批

③ 中央の司法機関の判決案（【史料Ⅰ】では三法司、【史料Ⅱ】では刑部が中央での審理を担当）、これを受けた皇帝の旨、その内容を督撫に通知したことを示す文言

④ 江西巡撫の秋審原案、これを受けた皇帝の旨・硃批

右のうち②江西巡撫の判決案、③中央の司法機関の判決案、④江西巡撫の秋審原案には、【史料Ⅰ】で題本、【史料Ⅱ】で奏摺がそれぞれ用いられている。清代には通常の死刑事案の報告には題本が使用されていたが、清末の光緒二十七年（一九〇二）に奏摺での報告に変更されたため、【史料Ⅱ】では奏摺が使用されているのである。また、【史料Ⅰ】【史料Ⅱ】では、題本・奏摺に対する皇帝の返答は「旨」ないしは「硃批」の形式によっており、史料上ではそれぞれ二文字分擡写する書式が取られている（「五 清代檔案史料」も参照）。

等因とは、題本・奏摺などの上行文を引用した際、末尾に付される語句。欽此とは、皇帝の諭旨の後に付される語句。「等因」「欽此」については本書の「五 清代檔案史料」も参照。咨行とは、咨文を送ること。咨文は平行文の一種。在案とは、原義は文書による記録が保管されていることであるが、ここでは案件に一応の区切りがついたことを示す常套句として用いられている。稟・詳とは、いずれも上行文の一種。

【参考文献】

滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、一九八四年）

高遠拓児「清代の刑部と秋審文書」（川越泰博編『明清史論集 中央大学川越研究室二十周年記念』国書刊行会、二〇〇四年所収）

山本英史「光棍例の成立とその背景」（山本英史編『中国近世の規範と秩序』公益財団法人東洋文庫・研文出版、二〇一四年所

収）

二 『大清律例』

【解題】

順治元年（一六四四）、山海関を越え、北京奠都を果たした清朝は、ほどなく明代の律例を基礎とした自らの律例編纂に着手した。清朝は順治・康熙・雍正・乾隆の四代にわたる長期の編纂事業を進め、乾隆五年（一七四〇）に四三六の律条と一〇〇〇余の条例からなる『大清律例』の成書を見た。『大清律例』はその成立の経緯から、律条の多くを明律から踏襲したが、およそ一世紀に及ぶ修律作業によって条文の増刪や文言の修正が施されたほか、律の正文に割註の形式で添えられる小註は大幅に増加した。以降、清朝最末期の宣統二年（一九一〇）に『大清現行刑律』が頒行されるまで、『大清律例』は現行法典としての生命を保ち、とりわけ律の正文は固定されて、清朝の法制に確固たる基軸を与えるものとなった。一方、『大清律例』の条例については、乾隆五年以降も活発な増刪・修改の作業が続けられた。この結果、当初一〇〇〇条余りであった条例は、最終的におよそ一九〇〇条にいたった。このため一口に『大清律例』といっても、その内容は常に固定されていたわけではなく、条例を中心に時期に応じて姿を変える流動性を備えた書物であった点には、十分な注意が必要である。なお、個々の条例の変遷をたどる際には、光緒『大清会典事例』の刑部の記事がよく利用されるが、同書には誤脱も多い。条例編纂に関する情報が含まれる乾隆中期の『大清律例通考』、同治期の『大清律例根原』、光緒期の『説例存疑』などの諸書も相互に参照すべきである。また、明代に淵源の遡る条例については、まず『明代律例彙編』に当たってみるとよい。

『大清律例』に対する先行研究としては、その形成期について重点的に整理・検討した「島田一九八二」、清代を通じた律例の歴史の変遷をたどった「谷井一九九三」、『大清律例』の法的性格を明確にし、多くの書誌情報も盛り込んだ

だ「滋賀二〇〇三」の三編が最も重要な文献である。史料として『大清律例』を扱う者は、まずこの三編に目を通すべきである。また、中国律の専門用語などを理解する際には、『訳註日本律令』の唐律疏議訳註編の詳密な註釈も助けとなる。

『大清律例』の影印本としては、『大清律例会通新纂』（台北、文海出版社、一九六四年）、『大清律例彙輯便覽』（台北、成文出版社、一九七五年）の二種が比較的普及している。前者は同治一二年（一八七三）の坊刻本、後者は光緒二十九年（一九〇三）の湖北讞局刊本の影印である。また『四庫全書』にも乾隆中期の『大清律例』が収録されている。標点本としては、『大清律例』（天津、天津古籍出版社、一九九三年）、『中国珍稀法律典籍集成』丙編第一冊所収の『大清律例』（北京、科学出版社、一九九四年。一九九九年に法律出版社より単行本として出版）がある。天津古籍出版社は道光六年（一八二〇）、科学出版社・法律出版社本は乾隆五年（一七四〇）の『大清律例』を底本としている。

以下では、同治七年（一八六八）に武林清来堂より刊行された『大清律例増修統纂集成』（東洋文庫蔵）を底本として、『史料Ⅰ』の李潢洲、『史料Ⅱ』の鄭耀涼と徐紹棠に適用された律条を紹介する。なお『大清律例増修統纂集成』は、清代後期の坊刻『大清律例』の一種だが、とくに清末の同治・光緒期にかけて広く流布した本である。

【史料Ⅲ】 書影 8

『大清律例増修統纂集成』巻二八、刑律、鬪毆下、毆大功以下尊長律

① 原文（「」は小註）

凡卑幼、毆本宗及外姻總麻兄弟「但毆即坐」杖一百、小功兄姊杖六十徒一年、大功兄姊杖七十徒一年半。尊屬又各加一等。折傷以上各遞加凡鬪傷一等「罪止杖一百流三千里」。篤疾者「不問大功以下尊屬並」絞、死者斬「絞斬在本宗小功大功兄姊及尊屬則決。餘俱監候。不言故殺者、亦止於斬也」。若「本宗及外姻」尊長、毆卑幼非折傷勿論。至折

傷以上、總麻「卑幼」減凡人一等、小功「卑幼」減二等、大功「卑幼」減三等。至死者絞「監候。不言故殺者、亦止於絞也」。其毆殺同堂「大功」弟妹「小功」堂姪及「總麻」姪孫者杖一百流三千里「不言篤疾・至死者、罪止此。仍依律給付財產一半養贍」。故殺者絞「監候。不言過失殺者、蓋各准本條論贖之法。兄之妻及伯叔母、弟之妻及卑幼之婦、在毆夫親屬律。姪與姪孫、在毆期親律」。

② 訓読

凡そ卑幼、本宗及び外姻の總麻の兄弟を毆するは「但だ毆すれば即ち坐す」杖一百、小功の兄弟は杖六十徒一年、大功の兄弟は杖七十徒一年半とす。尊屬は又各々一等を加ふ。折傷以上は各々凡闘傷に一等を遞加す「罪は杖一百流三千里に止む」。篤疾なる者は「大功以下の尊屬なるやを問はず並びて」絞とし、死する者は斬とす「絞・斬は、本宗の小功・大功の兄弟及び尊屬に在らば則ち決とす。餘は俱に監候とす。故殺する者は言はざるは、亦た斬に止まればなり」。若し「本宗及び外姻の」尊長、卑幼を毆するも折傷に非ざれば論ずる勿れ。折傷以上に至りては、總麻「の卑幼」は凡人より一等を減じ、小功「の卑幼」は二等を減じ、大功「の卑幼」は三等を減ず。死に至る者は絞とす「監候。故殺する者を言はざるは、亦た絞に止まればなり」。其の同堂の「大功の」弟妹・「小功の」堂姪及び「總麻の」姪孫を毆殺せる者は杖一百流三千里とす「篤疾、死に至る者を言はざるは、罪此れに止む。仍ほ律に依り財産の一半を給付して養贍せしむ」。故殺する者は絞とす「監候。過失にて殺す者を言はざるは、蓋し各々本條の論贖の法を准ずゆゑ。兄の妻及び伯叔母、弟の妻及び卑幼の婦は、「夫の親屬を毆するの律」に在り。姪と姪孫は、「期親を毆するの律」に在り」。

③ 語釈

〈毆〉他人に危害を与える行為。手足による攻撃はもとより、凶器を用いても毆となる。〈卑幼〉・〈尊長〉親族の上下関係を示す語。卑は己より下の世代の者、幼は同世代（同輩）の年少者。尊は己より上の世代の者、長は同世代の年

長者をそれぞれ指す。〈本宗〉・〈外姻〉本宗は父系の親族、外姻は女系の親族。〈總麻〉・〈小功〉・〈大功〉いずれも喪服制度上の用語。服喪期間が三か月のものを總麻、五か月のものを小功、九か月のものを大功とする。〈兄弟〉同世代（同輩）の年長者。〈尊屬〉己より上の世代の親屬。〈折傷〉折齒（齒を折る傷害）や耳鼻の毀損、片目の視力低下、手足の指を折るなどの傷害を負わせることを折傷という（『唐律疏議』鬪訟「鬪毆折齒毀耳鼻」。同律については、川村康氏の教示を得た）。〈篤疾〉重度の障害・疾病。〈凡人〉法定された親族関係や身分関係のない一般人のこと。〈故殺〉故意に相手を殺すこと。〈大功〉弟妹・〈小功〉堂姪・〈總麻〉姪孫 大功弟妹は從弟（年下の男性のいとこ。堂弟）と他家に嫁いでいない從妹（年下の女性のいとこ。堂妹）。小功堂姪は從兄弟（いとこ。堂兄弟）の子。總麻姪孫（堂姪孫）は從兄弟の孫。〈依律給付財産一半養贍〉『大清律例』刑律・鬪毆上「鬪毆」の規定に依拠して、加害者の財産の半分を給付して被害者の遺族を扶養するの意。〈准本條論贖之法〉『大清律例』刑律・人命「戲殺誤殺過失殺傷人」の收贖規定の適用を認めるの意。〈毆夫親屬律〉『大清律例』刑律・鬪毆下「妻妾與夫親屬相毆」の規定を指す。〈毆期親律〉『大清律例』刑律・鬪毆下「毆期親尊長」の規定を指す。

④ 和訳

およそ卑幼が、本宗および外姻の總麻の兄弟を毆すれば「ただ毆すれば「傷を負わずとも」罪に問う」杖一百とし、小功の兄弟であれば杖六十徒一年とし、大功の兄弟であれば杖七十徒一年半とする。「被害者が」尊屬であればそれぞれ一等を加重する。折傷以上の傷害を負った場合はそれぞれ一般人の間での傷害に一等ずつ加重する「罪は杖一百流三千里を上限とする」。重度の障害・疾病を与えた者は「大功以下の尊屬であるか否かを問わず、すべて」絞とし、死亡させた者は斬とする「絞・斬は、「被害者が」本宗の小功・大功の兄弟、および尊屬であれば立決とする。それ以外はすべて監候とする。故意に殺した者について言及しないのは、斬を上限とするためである」。

もし「本宗および外姻の」尊長が、卑幼を毆しても折傷（以上の）傷害でなければ罪に問わない。折傷以上の傷害

については、「被害者が」總麻「の卑幼」であれば一般人から一等を軽減し、小功「の卑幼」であれば二等を軽減し、大功「の卑幼」であれば三等を軽減する。死亡させた者は絞「監候とする。故意に殺した者について言及しないのは、絞を上限とするためである」。同堂の「大功の」弟妹・「小功の」堂姪および「總麻の」姪孫を毆殺した者は、杖一百流三千里とする「重度の障害・疾病を与えたり、死亡させた者について言及しないのは、その罪がこれを上限とするためである。なお律に依拠して財産の半ばを給付して養わせる」。故意に殺した者は絞「監候とする。過失にて殺した者について言及しないのは、そもそもそれぞれ本条（戲殺誤殺過失殺傷人律）の收贖規定の適用を認めるためである。兄の妻および伯叔母、弟の妻および卑幼の婦_{（妻）}については、「夫の親屬を毆するの律」に規定がある。姪と姪孫については、「期親を毆するの律」に規定がある」。

【解説】

この律条は、親族関係にある者どうしの傷害および殺害に対する処罰を規定したもので、とくに大功・小功・總麻の關係にある者を対象としている。大功等は喪服制度（服制）上の用語で、直接には喪に服す期間や喪服の様式を規定するが、親族關係の親疎を反映する概念ともなっている。『大清律例』は伝統的な五服（斬衰・齊衰・大功・小功・總麻）の制を採用し、これに尊卑長幼の序を組み合わせて親族間の犯罪における罪の軽重を区別する指標としている。なお、尊卑長幼の尊は祖父や父・叔父など己より上の世代の者、卑は子や孫・甥など己より下の世代の者、長は兄や従兄など同世代（同輩）の年長者、幼は弟や従弟など同世代の年少者をそれぞれ指す。しばしば目上にあたる者を尊長、目下に当たる者を卑幼と連称するが、同世代内での上下を示す長幼の序より、世代そのものの上下を示す尊卑の序の方が、より重く捉えられていた。

またこの律条では、卑幼が加害者となった事例を前段、尊長が加害者となった事例を後段でそれぞれ規定しており、

前者の処罰がより重く、後者の処罰がより軽く規定される様が明瞭に見て取れる。さらに当事者間の親疎の差も、処罰を左右する要素とされており、例えば卑幼が本人により親しい尊長を害した場合ほど刑罰が加重される規定となっている。このように傷害等の犯罪に対し、喪服制度と尊卑長幼の序を指標としながら親族関係と刑罰規定を関連付ける仕組みは、中国律の特徴であり、唐律などにも看取されるところとなっている。

この段大功以下尊長律の直接の淵源は明律の同名の律であり、律の本文については明清律の間に大きな異同はない。しかし、清代に入ってから律例編纂の過程で、この律条には多くの小註が加えられた（史料の「」）。そして、本条の小註については『大清律例』成書後も微調整が続けられており、乾隆五年（一七四〇）の時点では前段最後の小註に「絞・斬は本宗の小功・大功の兄弟及び尊屬に在らば則ち決とす。余は俱に監候とす。族兄の過繼、族姉の出嫁のごときは、仍ほ總麻に依りて無服となすべからず（絞斬在本宗小功大功兄弟及尊屬則決。余俱監候。若族兄過繼、族姉出嫁、仍依總麻不可作無服）」とあったのが、乾隆三十二年（一七六七）に前引の「絞・斬は本宗の小功・大功の兄弟及び尊屬に在らば則ち決とす。余は俱に監候とす。故殺する者を言はざるは、亦た斬に止まればなり（絞斬在本宗小功大功兄弟及尊屬則決。余俱監候。不言故殺者、亦止於斬也）」と改められた（『大清律例通考』卷二八）。このように一般に固定的とされる律条についても、小註には若干の変遷があったことには注意が必要である。

【史料Ⅳ】

『大清律例增修統纂集成』卷二六、刑律、人命、謀殺人律

① 原文（「」は小註）

凡謀「或謀諸心、或謀諸人」殺人、造意者、斬「監候」。從而加功者、絞「監候」。不加功者、杖一百流三千里。殺訖乃坐「若未曾殺訖而邂逅身死、止依同謀共毆人科斷」。若傷而不死、造意者、絞「監候」。從而加功者、杖一百流三

千里。不加功者、杖一百徒三年。若謀而已行、未曾傷人者、「造意爲首者」杖一百徒三年。爲從者、「同謀、同行」各杖一百。但同謀者、「雖不同行」皆坐。其造意者、「通承已殺、已傷、已行三項」、身雖不行、仍爲首論。從者不行、減行「而不加功」者一等。若因而得財者、同強盜不分首從論、皆斬「行而不分贓、及不行又不分贓、皆仍依謀殺論」。

② 訓読

凡そ謀りて「或いは諸れを心に謀り、或いは諸れを人に謀り」人を殺すに、造意する者は、斬「監候」とす。從ひて加功する者は、絞「監候」とす。加功せざる者は、杖一百流三千里とす。殺し訖おはらば乃ち坐す「若し未だ曾て殺し訖おわらずして身死に邂逅するは、「同謀して人を共毆す」に依りて科斷するに止む」。若し傷つけて死なざるに、造意する者は、絞「監候」とす。從ひて加功する者は、杖一百流三千里とす。加功せざる者は、杖一百徒三年とす。若し謀りて已に行き、未だ曾て人を傷つけざる者は、「造意して首と爲る者は」杖一百徒三年とす。從と爲る者は、「同謀、同行」各々杖一百とす。但だ同謀する者は、「同行せずと雖も」皆な坐す。其の造意する者は、「通すて已に殺す、已に傷つくる、已に行くの三項を承け」、身は行かずと雖も、仍ほ首と爲して論ず。從たる者の行かざるは、行きて「加功せざる」者より一等を減ず。若し因つて財を得る者は、「強盜」と同じく首從を分かつ論じ、皆な斬とす「行きて賊を分けず、及び行かずして又賊も分けざるは、皆な仍ほ「謀殺」に依りて論ず」。

③ 語釈

〈造意〉殺害の意志を形づくること。〈從〉造意者に隨従すること。〈加功〉犯行に荷担すること。〈同謀共毆人〉『大清律例』刑律・人命・鬪毆及故殺人律の規定を指す。〈已行〉本条での「行」は犯行現場に行くことを指す。同行・不行の「行」も同じ。〈強盜〉『大清律例』刑律・賊盜上「強盜」の規定を指す。

④ 和訳

およそ謀って「あるいはこれを心に謀り、あるいはこれを人に謀り」人を殺した場合、造意の者は、斬「監候」と

する。随従して犯行に荷担した者は、絞「監候」とする。荷担しなかった者は、杖一百流三千里とする。殺害が遂行されれば「以上の」罪に坐す「もし殺害は未遂であったが「被害者が」死亡した場合は、「共謀して人を共殴する」の規定に依拠して処罰するに止める」。

もし傷つけたが死亡しなかった場合、造意の者は、絞「監候」とする。随従して犯行に荷担した者は、杖一百流三千里とする。荷担しなかった者は、杖一百徒三年とする。

もし謀って犯行現場に行ったものの、人を傷つけるにいたらなかった者については、「造意して首犯となる者は」杖一百徒三年とする。従犯となる者は、「共謀した者も、犯行現場に行った者も」各々杖一百とする。ただ謀議に加わっただけの者は「犯行現場に行かなくても」、みな罪に坐す。

その造意の者は「殺害の既遂、傷害の既遂、犯行現場に行くという三項のいずれかに該当すれば」、本人は犯行現場に行っていないとも、なお首犯として罪に問う。従犯で犯行現場に行かなかつた場合は、行って「犯行に荷担しなかった」者から一等を減ずる。

もし犯行によって財物を得た者は、「強盜」と同じく首従を区別せずに罪に問い、みな斬とする「犯行現場に行ったが不正な財物を分与されなかつたり、犯行現場に行かずかつ不正な財物を分与されなかつた者は、皆なお「謀殺人律」に依拠して罪に問う」。

【解説】

この律は「人を殺そうと謀り、行動に移したこと」に対する処罰を規定するもので、殺害を目的とする行為が開始されれば、殺害や傷害などの結果に至らなくとも処罰対象とされた。また、複数人での謀議（謀諸人）はもとより、単独犯であっても予備・陰謀（謀諸心）が認められれば、「謀」は成立するものとされた。この他、謀殺の意志の形成や

その遂行に主導的な役割を果たす「造意」、犯行現場に行く「行」、犯行に荷担する「加功」など、犯行へのかかわり方によって刑罰が細かく規定されるのがこの律条の特色である。【史料II】の鄭耀淙は「謀りて人を殺す者は斬の律」により斬監候とされたが、これは彼がこの謀殺事件の「造意者」とみなされたためである。また、鄭耀淙に嚇されて随従した徐紹棠は、随従して犯行現場に行ったが殺害には荷担しなかったので「従ひて加功せず」として流刑（杖一百流三千里）とされた。ただし、彼はすでに流刑の配流を待つ身であったので、流刑に徒役（勞役）を加えるという加重措置がとられることとなった。

【書式】

清代に流布した坊刻の『大清律例』は、二段ないしは三段の段組構成を取ることが多い。本稿で取り上げた『大清律例増修統纂集成』は、書影8にも見て取れるように三段組みとなっており、律および条例は下段に記される。最上段には、その律や条例に関連する他の律・条例を注記して相互参照を促し、中央の段には律の注釈や関連する成案等が列記される構成となっている。このような坊刻『大清律例』の体裁は、影印本のある『大清律例会通新纂』や『大清律例彙輯便覧』にも見て取れる。一方、こうした関連情報を載せず、律と条例のみによって構成される官刻の『大清律例』（東洋文庫蔵）は書影9として掲載したので、あわせて参照されたい。

【参考文献】

- 吳壇撰、馬建石・楊育棠主編『大清律例通考校注』（北京、中国政法大学出版社、一九九二年）
 吳坤修等撰、郭成偉主編『大清律例根原』全四冊（上海、上海辭書出版社、二〇一二年）
 薛允升撰、黃靜嘉編校『讀例存疑重刊本 附作者伝略及清律条例編号標目』全五冊（台北、成文出版社、一九七〇年）

黄彰健編著『明代律例彙編』上下（台北、中央研究院歷史語言研究所、一九七九年）

島田正郎「清律の成立」（島田正郎『清朝蒙古例の研究』創文社、一九八二年所収）

谷井俊仁「清律」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収）

滋賀秀三「大清律例をめぐる」（滋賀秀三『中国法制史論集 法典と刑罰』創文社、二〇〇三年所収）

律令研究会編『訳註日本律令』五〜八・唐律疏議訳註編一〜四（東京堂出版、一九七九〜九六年）

三 『大清会典』

【解題】

『大清会典』は、清朝の国家機構や諸制度を概観し、さらに関連する規定や先例等を集約整理した大部の編纂物で、先行研究では「国制総覧とでも言うべき書物」（滋賀二〇〇三）三〇四頁とも称されてきた。清朝は康熙・雍正・乾隆・嘉慶・光緒の各年代に会典の編纂を行い、この五種の会典は、それぞれ清朝の諸制度を窺う際の便利な手引きとして従来の研究のなかでもしばしば活用されてきた。

この五種の会典のうち、雍正会典は康熙会典の増補版としての色彩が濃く、構成もほぼそのまま踏襲されている。一方、乾隆会典では、国初以来の例の増加に対応して、制度の概要を示した『大清会典』と諸々の事例を集めた『大清会典則例』の二本に分離する編纂方針が立てられた。また、嘉慶会典の編纂時には、会典則例の名を会典事例と改め、さらに祭器や冠服等の図版とその解説も別冊にする措置が取られ、『大清会典』『大清会典事例』『大清会典図』の三本立ての構成となった。そして、光緒会典は嘉慶会典の構成を概ね受け継いだ増補版となっている。各会典の構成や編纂の沿革については、「百瀬一九八〇」「山根一九九三」に詳しい。

『大清会典』の影印本としては、『近代中国史料叢刊』第三編に康熙・雍正・嘉慶の各会典が収録されるほか、『四庫全書』に乾隆会典、『続修四庫全書』に光緒会典が含まれており、この三部の大型叢書で五種の会典が一通り揃うことになる。また、会典五種を全て揃えた『大清五朝会典』が線装書局より出版されている。このほか光緒会典については、これ以外にも中文書局、新文豊、中華書局などから影印出版されており、五種の『大清会典』のなかではもっとも普及している本となっている。また、近年には康熙会典の標点本が、鳳凰出版社より出版されている。

ここでは【史料Ⅱ】で事件の舞台となった清代後期の監獄について、光緒『大清会典』にどのような記載があるのか、その記事の前半部分を見てゆくこととする。

【史料Ⅴ】

光緒『大清会典』卷五六、刑部、監獄関連記事（前半）

① 原文（「」は小註）

凡監獄、有内監「強盜及斬絞重犯居之」、有外監「軍流以下輕罪居之」。監獄外垣周堆棘刺。内外監皆隔以垣牆、有女監「婦人犯姦及實犯死罪者居之。其餘雜犯、責付本夫收管、如無夫者、責付有服親屬鄰里保管、隨衙聽候」、別其罪囚而繫之「或鎖收、或散收。官犯公罪流以下、私罪杖以下、軍民輕罪、老幼廢疾皆散收」。以時給其衣糧「在禁囚犯、日給倉米一升、冬給絮衣一件。鎖・杻常須洗滌、席薦常須鋪置。冬設暖牀、夏備涼漿。支更禁卒、夜給鎗油。並於本處有司在官錢糧內支放、獄官豫期申明關給、毋致缺誤。赴倉支領囚糧、每石給腳價銀五分。其遞解人犯、按程給予口糧。如遇隆冬停遣、每名給予衣帽。五城司坊羈禁人犯、及部發各司坊枷號並看守待質等犯、果係赤貧、無家屬送飯者、每人日給老米一升、按季造報戶部覈銷。凡斬絞重犯、及軍流遣犯、在監及解審發配、俱著赭衣」、治其疾病「内外監獄、醫治罪囚疾病、官給以藥、選用醫生二名、年底稽考優劣。如醫治痊癒者多、照例俟六年已滿、在內咨授吏目、在外咨

授典科・訓科。不能醫治病死多者、即責革更換。徒罪以下人犯患病、獄官報明、承審官即赴監驗看是實、行令該地方官取具的保保出調治。俟病痊即送監審結。如係旗人、行令該佐領・驍騎校取保。外解人犯、無人保出者、令其散處外監、加意調治。如獄官不報、承審官不驗看保釋、以淹禁論。本犯無病、而串通獄卒・醫生捏稱有病、及病已痊愈、而該管等官不即送監、俱以詐病避事論。至督撫題報監斃人犯、必將所犯罪名、所患病證、及有無陵虐、曾否保釋、逐一聲明、嚴其防範〔強盜・十惡・謀故殺重犯、用鐵鎖・杻・鐐各三道。其餘鬪毆・人命等案罪犯、以及軍流徒罪等犯、止用鐵鎖・杻・鐐各一道。笞杖等犯、止用鐵鎖一道。如輕罪濫用重鎖、重罪私用輕鎖、及應三道而用九道、應九道而用三道、獄官題參、禁卒革役。凡獲犯到案、及解審發回之時、州縣官當堂細加搜檢、無夾帶金刀等物、方許進監。凡輒石・樹木・銅鐵器皿之類、不許禁卒混行取入。有買酒入監者、將禁卒嚴行責治查辦。皂隸及官員家僕人等、不許擅自出入監所。監犯祖父・伯叔・兄弟・妻子、許一月兩次入視、隨從使役、不得過兩名。入視旋出、不得久留。有送飲食者、提牢官驗明、禁子轉送。盜犯家口、不許放入監門探視。違者枷責、官吏參處。獄囚不得給予燈油。內外監俱不得搭蓋天棚。斬絞監候之犯、每遇秋審、責令獄官監視薙髮一次、軍流人犯、每季薙髮一次。仍令留頂心一片。秋審解省者、必俟審畢發回後、方許薙髮〕、懲其陵虐〔獄內禁用匣牀。官員擅取病呈、致死監犯者、以謀殺造意論。獄官・禁卒聽從下手、以從而加功論。其獄卒受罪人讎家賄囑、謀死本犯者、亦以謀殺論。番役私拷死罪人犯者、枷號・杖責。私拷軍流以下罪犯者、遞加一等治罪。逼索銀錢、計贓以枉法論。至程遞人犯、如押解人役擅加杻・鐐、非法亂打、搜檢財物、剝脫衣服、逼致死傷、或姦汗犯人妻女者、照例重治。並許被害之犯、在各該處衙門控告〕。

② 訓 讀

凡そ監獄、内監有り「強盜及び斬絞の重犯は之れに居らしむ」、外監有り「軍流以下の輕罪は之れに居らしむ。監獄の外垣には棘刺を周堆す。内外監は皆な隔つるに垣牆を以てす」、女監有り「婦人の犯姦及び實犯死罪の者はこれに居らしむ。其餘の雜犯は、本夫に責付して收管せしめ、夫なき者の如きは、有服親屬・鄰里に責付して保管し、衙に隨

ひ聽候せしむ」、其の罪囚を別かちてこれを繋ぐ「或いは鎖收し、或いは散收す。官犯の公罪にて流以下、私罪にて杖以下、軍民の輕罪、老幼廢疾は皆な散收す」。時を以て其の衣糧を給し「在禁の囚犯、日々倉米一升を給し、冬には絮衣一件を給す。鎖・杻は常に須らく洗滌すべく、席薦は常に須らく鋪置すべし。冬には暖牀を設け、夏には涼漿を備ふ。支吏の禁卒には、夜、燈油を給す。並びて本處有司の在官錢糧内より支放し、獄官は豫め申明して關給するを期し、缺誤を致すなかれ。倉に赴きて支領せる囚糧は、石ごとに脚價銀五分を給す。其の遞解人犯は、程を按じ口糧を給す。隆冬に遇ひ停遣するの如きは、每名、衣帽を給す。五城司坊の羈禁せる人犯、及び部の各司坊に發する枷號並びに看守待質等の犯、果たして赤貧に係り、家屬の送飯無き者は、每人、日々老米一升を給し、季に按じて戸部に造報して覈銷す。凡そ斬絞の重犯、及び軍流遣犯、在監及び解審發配には、俱に赭衣を著せしむ」、其の疾病を治し「内外監獄、罪囚の疾病を醫治するに、官は給するに藥を以てし、醫生二名を選出し、年底に優劣を稽考す。もし醫治して痊愈する者多ければ、例に照らして六年已滿を俟ち、在内は吏目を咨授し、在外は典科・訓科を咨授す。醫治する能はず病死多き者は、即ちに責革して更換す。徒罪以下の人犯の患病は、獄官報明し、承審官即ちに監に赴き是れ實なるやを驗看し、該地方官に行令して^{めいれい}的保を取具し、保出して調治せしむ。病痊ゆるを俟ちて即ちに監に送り審結す。如し旗人に係れば、該佐領・驍騎校に行令して取保せしむ。外解人犯、人の保出する無き者は、其れをして外監に散處し、意を加へて調治せしむ。獄官の不報、承審官の驗看・保釋せざるの如きは、「淹禁」を以て論ず。本犯病無く、而して獄卒・醫生と串通し病有りと捏稱す、及び病已に痊愈するも、而して該管等官の即ちには送監せざるは、俱に「病と詐りて事を避く」を以て論ず。督撫の題報せる監斃人犯に至つては、必ず犯す所の罪名、患ふ所の病證、及び陵虐する有るや無しや、曾て保釋するや否やを、逐一聲明す」、其の防範を厳しくし「強盜・十惡・謀殺の重犯は、鐵鎖・杻・鐐各三道を用ふ。其餘の鬪毆・人命等案の罪犯、および軍流徒罪等の犯は、止だ鐵鎖・杻・鐐各一道を用ふ。笞杖等の犯は、止だ鐵鎖一道を用ふ。輕罪の濫りに重鎖を用ふ、重罪の私に^{ひんか}輕鎖を用ふ、及び應に三道とすべ

くして九道を用ふ、應に九道とすべくして三道を用ふの如きは、獄官は題參し、禁卒は革役す。凡そ獲犯到案、及び解審發回の時、州縣官は當堂して細かく搜檢を加へ、金刃等物を夾帶する無くんば、方めて進監を許す。凡そ輒石・樹木・銅鐵の器皿の類は、禁卒の混行して取入するを許さず。酒を買ひ入監する者あらば、禁卒をば厳しく責治を行ひ查辦せよ。皂隸及び官員の家僕人等は、擅自に監所に出入するを許さず。監犯の祖父・伯叔・兄弟・妻子は、一月兩次の入視を許すも、隨從せる使役は、兩名を過ぐるを得ず。入視すれば旋ちに出で、久しく留まるを得ず。飲食を送る者有らば、提牢官驗明し、禁子轉送す。盜犯の家口は、監門より放入して探視するを許さず。違ふ者は枷責し、官吏は參處す。獄囚には錠油を給予するを得ず。内外監は俱に天棚を搭蓋するを得ず。斬絞監候の犯は、秋審に遇ふごとに、獄官に責令して監視せしめ薙髮すること一次、軍流人犯は、季ごとに薙髮すること一次とす。仍ほ頂心一片を留めしむ。秋審の解省する者は、必ず審畢發回を俟ちて後、方めて薙髮を許す」、其の陵虐を懲む「獄内は匣牀を用ふるを禁ず。官員の擅に病呈を取り、監犯を致死せしむる者は、「謀殺造意」を以て論ず。獄官・禁卒の聽從して手を下すは、「從ひて加功す」を以て論ず。其の獄卒、罪人の讎家の賄囑を受け、本犯を謀死せる者も、亦た「謀殺」を以て論ず。番役の死罪人犯を私拷する者は、枷號・杖責す。軍流以下の罪犯を私拷する者は、一等を遞加して治罪す。銀錢を逼索するは、贓を計り「枉法」を以て論ず。程遞人犯に至つては、押解人役の擅に杻・鐐を加へ、非法に亂打し、財物を搜檢し、衣服を剥脱し、逼まりて死傷を致す、或いは犯人の妻女を姦汗する者の如きは、例に照らして重治す。並びて被害の犯は、各該處衙門に在つて控告するを許す」。

③ 語釈

〔實犯死罪〕明清の律例では、死刑にあたる罪名は眞犯死罪と雜犯死罪に分けられ、後者について明制では准贖、清制では准徒五年とされていた。前者の眞犯死罪は、雍正期以降、避諱によって実犯死罪と改められた（実犯死罪・雜犯死罪の罪名は、乾隆五年の『大清律例』総類に一覽として掲げられる）。なお、右の史料ではこれにつづけて「其余雜犯」とあ

るが、これはいわゆる雑犯死罪ではなく、死刑以外の雑多な犯罪を犯した者全般を指している（『大清律輯解附例』巻二八、婦人犯罪律の律後註を参照）。〈五城司〉北京の治安維持等を職掌とする五城兵馬司のこと。〈緒衣〉赤い衣。中国では罪人に赤い衣を着せるのが古来の習わしであった。〈醫生〉・〈吏目〉いずれも太医院の医官。〈典科〉・〈訓科〉前者は州の医官、後者は県の医官。〈佐領〉・〈驍騎校〉いずれも八旗制度上の職名。〈以淹禁論〉『大清律例』刑律・断獄上「淹禁」の規程によって罪に問うことを言う。淹禁は、審理や刑の執行の遅滞などによって、規定の期日を超過して罪人を監禁すること。〈以詐病遯事論〉『大清律例』刑律・詐偽「詐病死傷遯事」の規程によって罪に問うことを言う。〈十惡〉謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不睦・不義・内乱の十の大罪を指す（『大清律例』名例律上「十惡」）。〈皂隸〉衙役の一種。刑の執行などに携わった。〈枷責〉ここでは「枷號兩個月・責四十板」に処すことを枷責と略記している（『大清律例』刑律・断獄上「獄囚衣糧」）。〈提牢官〉刑部の属官。刑部監獄の管理をつかさどった。〈匣牀〉刑具の一種。刑徒を仰臥させて縛り付け、身動きが取れないようにするもの。〈番役〉罪人の逮捕などに携わった衙役。〈以枉法論〉『大清律例』刑律・受贓「官吏受財」の規程によって罪に問うことを言う。〈姦汗〉姦汚に同じ。

④ 和訳

およそ監獄には、内監があり「強盜および斬・絞の重罪人はここに收容する」、外監があり「充軍と流刑以下の軽罪人はここに收容する。監獄の外壁にはいばらのとげを巡らせ、積み上げておく。内監と外監はすべて垣根で隔てる」、女監があり「婦人の姦罪を犯した者および実犯死罪の者はここに收容する。それ以外の雑多な罪を犯した者は、本夫に責任を持って拘束させ、夫のいない者は、服制関係にある親属や近隣の者に責任を持たせて、保証を取って拘束させ、衙門での吟味まで待機させる」、罪囚を区別して繋ぐ「あるいは拘束具を用いて收容し、あるいは拘束具を用いずに收容する。官犯の公罪を犯して流刑以下の者、私罪を犯して杖刑以下の者、軍民の軽罪の者、老人・幼児・廢疾の

者は皆な拘束具を用いずに收容する」。

時期に応じて衣糧を支給し「監禁している囚人には、日々倉米一升を支給し、冬には綿入れ一着を支給する。鎖と手枷は常に洗滌すべきであり、座席とむしろは常に敷き置くべきである。冬にはオンドルを設け、夏には冷たい飲み物を用意する。夜回りの獄卒には、夜、灯油を給付する。すべて当該官庁の公費から支給し、獄官はあらかじめ申告して支給を受けておき、不足したり誤ったりしてはならない。倉に赴いて受け取る囚糧には、一石ごとに輸送経費として銀五分を支給する。「府・省などでの」覆審のために順次送られる罪人には、路程に応じて口糧を支給する。真冬になって護送を停止する場合には、一人ごとに衣服と帽子を支給する。五城兵馬司に拘禁される罪人、および刑部が各清吏司に送った枷号や審理待ち等の罪人で、本当に赤貧で、家属が食糧を送ってこない者については、一人につき日々古米一升を支給し、季節ごとに帳簿を造って戸部に送って報告し、その確認を受けたうえで決算する。およそ斬・絞の重罪人、および充軍・流刑・発遣の罪人で、監獄にいる者および解審のために送られる者や配所に送られる者は、ともに赤い衣を着用させる」。

疾病を治療し「内外監獄では、罪囚の疾病を治療するために、官は薬を給付し、医生二名を選任して、年末に優劣を考察する。もし治療して回復する者が多ければ、例に照らして六年の任期満了をまつて、京師では「太医院の」吏目に任命し、地方では「州の」典科・「県の」訓科に任命する。治療できずに病死することが多い者については、ただちに処分して職を辞めさせ、交替させる。徒罪以下の罪人が病を患った時には、監獄の担当官がはつきり報告し、審理の担当官はただちに監獄に赴いて事実か否かを検査し、当該の地方官に命じて確実な保証人を取ったうえで、保釈して治療させる。病から回復するのをまち、ただちに監獄に送って結審させる。もし旗人であれば、当該の佐領・驍騎校に命じて保証を取らせる。地方を護送されている罪人で、保証人による保釈ができない者は、罪人を外監に拘束具を付けずに收容し、配慮して治療させる。監獄の担当官が報告しなかったり、審理の担当官が検査・保釈しなかつ

たりすれば、「淹禁」として罪に問う。犯人が病気ではないのに、獄卒や医生と結託して病気であると偽ったり、病气からすでに回復しているのに、管理すべき官がただちに送監しなかつたりするのは、いずれも「詐病避事」として罪に問う。督撫が監獄で死亡した罪人について題本で報告する際には、必ず犯した罪名、患った病の証拠、および陵辱・虐待の有無、かつて保釈されたことがあるか否かを、逐一声明する」、

防備を嚴重にし「強盜・十惡・謀故殺の重罪人には、鉄鎖・手枷・足枷をそれぞれ三件ずつ用いる。その他の闖毆や人命にかかわる事案の罪人、および充軍・流刑・徒刑等の罪人には、ただ鉄鎖・手枷・足枷をそれぞれ一件ずつ用いる。笞刑・杖刑等の罪人には、ただ鉄鎖一本のみを用いる。輕罪人に対して濫りに重い鎖を用いたり、重罪人に対してひそかに軽い鎖を用いたりする、また「拘束具を」三件とすべき者に九件を科したり、九件とすべき者に三件を科すのときは、監獄の担当官は題本にて弾劾し、獄卒は罷免する。およそ罪人を獲えて衙門に連行した時、および〔府・省などでの〕覆審を終えて罪人が送り返されてきた時、州県官は衙門に臨んで細かく検査し、金属の刃物などを所持していなければ、はじめて監獄に入れることを許す。およそ敷き瓦や木材、金属の食器の類は、獄卒が混入して持ち込んではならない。酒を買って監獄に持ち込む者がいれば、獄卒を厳しく処罰して取り調べよ。皂隸や官員の家僕人等は、ほしのままに監獄に出入りしてはならない。監禁されている罪人の祖父と父・伯叔・兄弟・妻と子は、一か月に二回の面会を許すが、随行する使用人は、二名を超えてはならない。面会後はただちに退出し、長く留まってはならない。飲料や食料を送る者がいれば、〔刑部の〕提牢官が検査し、獄卒が転送する。盜犯の家族は、監獄の門から入って面会させてはならない。違反する者は枷号のうえ責板に処し、官吏は弾劾して処分する。獄囚には灯油を支給してはならない。内外監はいずれも日除け柵を覆ってはならない。斬絞の監候の罪人は、秋審のたびに、監獄の担当官に責任を持って監視させて髪を剃り、充軍・流刑の罪人は、季節ごとに髪を剃らせる。なお頭頂部に一片の髪を留めさせる。秋審のために身柄を省に送る者については、必ず審理が終わって送り返されてくるのを待った後に、は

じめて髪を剃ることを許す」、

陵辱・虐待をいましめる「獄内では匣牀の使用を禁ずる。官員が恣意的に病気を訴える呈文を取り、「病死と見せかけて」監犯を殺害した場合には、「謀殺造意」として罪に問う。監獄の担当官や獄卒がこれに従って手を下せば、「從而加功」として罪に問う。獄卒が罪人のかたきの家から賄賂による囑託を受け、罪人を謀殺すれば、また「謀殺」として罪に問う。番役が死刑の罪人に不当な拷問を加えた場合には、枷号のうえ杖刑に処す。充軍・流刑以下の罪人に不当な拷問を加えた場合には、順次処罰を加重していく。銀や金を強請った場合には、その金額を計って「枉法」として罪に問う。護送中の罪人については、護送する衙役がほしのままに手枷や足枷を科し、非法に乱打し、財物を探し出し、衣服を剥脱し、迫って死傷させたり、あるいは犯人の妻女をけがした者の類は、例に照らして重く処罰する。すべての被害を受けた罪人は、各地の衙門に控告することを許す」。

【解説】

ここでは監獄の種別、囚人に対する衣糧の給付、囚人の病氣への対応、その他監獄管理に関する事柄が、主として夾註によつて語られる。実はこの夾註に取り込まれている記事は、その大半が『大清律例』の条文に由来している。たとえば、最初の「有内監」には「強盜および斬・絞の重罪人はここに收容する（強盜及斬絞重犯居之）」、「有外監」には「充軍と流刑以下の軽罪人はここに收容する（軍流以下輕罪居之）」と註記されていたが、これらはいずれも次の獄囚脱監及反獄在逃律条例を再編成したものに他ならない。

一、各處監獄、俱分建内外兩處。強盜并斬絞重犯、俱禁内監。軍流以下、俱禁外監。再另置一室、以禁女犯。また、外監の註の後半に見える「監獄の外壁にはいばらのとげを巡らせ、積み上げておく。内監と外監はすべて垣根で隔てる（監獄外垣周堆棘刺。内外監皆隔以垣牆）」については、律例中に対応する記述を見出すことができないが、その

後の女監に附される註は、婦人犯罪律の律文に

凡婦人犯罪、除犯姦及死罪收禁外、其餘雜犯、責付本夫收管。如無夫者、責付有服親屬隣里保管、隨衙聽候。

とあるのを取り込んだものである。また、「罪囚を区別して繋ぐ（別其罪囚而繋之）」の註も、囚応禁而不禁律の小註「官犯の公罪・私罪、軍民の輕罪、老幼廢疾は、拘束具を用いずに監禁する（官犯公私罪、軍民輕罪、老幼廢疾、散禁）」および同条に対する『大清律集解附例』の律後註「官犯の私罪を犯して杖刑以下のもの、公罪を犯して流刑以下のもの若きは（中略）皆な拘束具を用いずに収容して監禁する（若官犯私罪杖以下、公罪流以下（中略）皆散收押禁）」を、まとめたものである。同様に「時期に応じて衣糧を支給し（以時給其衣糧）」以下の註も、獄囚脱監及反獄在逃律、凌虐罪囚律、主守教囚反異律、獄囚衣糧律の条例に基づいている（「嚴其防範」の註には、一部、律例に対応記事が見えない文言が含まれる）。

このように、この光緒『大清会典』の監獄関連記事の大半は、『大清律例』の監獄関連規定を集約・再編したものといてよい。ただし、律例と会典の記事を引き比べてみると、随所で省略や語の置き換え、文の並べ替え等が施されており、場合によつては文意が正確に伝わらないおそれもある。会典の記事を精読する際には、律例や各部院則例などを座右に備え、相互に記事の対照を行うのが無難であろう。

【書式】

右の引用部では、本文は「およそ監獄には、内監があり、外監があり、女監があり、罪囚を区別して繋ぐ。時期に応じて衣糧を支給し、疾病を治療し、防備を嚴重にし、陵辱・虐待をいましめる（凡監獄、有内監、有外監、有女監。別其罪囚而繋之。以時給其衣糧、治其疾病、嚴其防範、懲其陵辱）」と、いたって簡略であるが、光緒『大清会典』では、この本文に細密な註が夾みこまれる形式が取られている。このような形式は嘉慶・光緒の会典の特徴であり、【解説】でも

触れたように個別の規程・先例の多くは註のなかに列記される。

【参考文献】

百瀬弘「大清会典の編纂に関する一考察」(百瀬弘『明清社会経済史研究』研文出版、一九八〇年所収)
山根幸夫「明・清の会典」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収)